

議案第16号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について改正が行われることから、交野市消防団員等公務災害補償条例についても政令と同様の改正を行うもの。

2. 条例改正の主な内容

①第5条第2項第2号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円にそれぞれ引き上げる。

②第5条第3項関係

扶養に係る補償基礎額の加算額を下表のとおり改正する。

条例第5条第3項における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
区分		配偶者	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和6年度	加算額（日額）	217円	333円	217円			
令和7年度	加算額（日額）	100円	383円	217円			

議案第16号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

③別表関係

非常勤消防団員等の補償基礎額を下表のとおり改正する。

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円 (12,500円)	13,700円 (13,350円)	14,500円 (14,200円)
分団長及び副分団長	11,300円 (10,800円)	12,100円 (11,650円)	12,900円 (12,500円)
部長、班長及び団員	9,700円 (9,100円)	10,500円 (9,950円)	11,300円 (10,800円)

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

3. 施行日：令和7年4月1日

※経過措置

施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

4. 関連Webサイト：https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01shoubu01_02000811.html

【総務省HP】非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年3月定例会

	議案第16号 交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
消防組織法第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償及び消防法第36条の3の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償並びに水防法第6条の2第1項の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に係る損害補償及び同法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償並びに災害対策基本法第84条第1項(原子力災害対策特別措置法第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを目的とする。	他市においても、同様の改正が行われる。					
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について改正が行われることから、交野市消防団員等公務災害補償条例の一部についても同様の改正を行うもの。						
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉					
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正 令和7年4月1日施行	まちづくりの目標	目 標	—			
	政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
	施策	施 策	協働によるまちづくり			
	○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）						
	〈政策等の実施時期〉	令和7年4月1日				
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	消防本部	総務課	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等			

交野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）新旧対照表

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害を有することとなつた場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として、非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号_____に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害を有することとなつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として、非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u></p>

新	旧																																						
<p>当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。</p>	<p>_____を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもつて補償基礎額とする。</p>																																						
<p>別表</p> <p>補償基礎額表 (第5条関係)</p>	<p>別表</p> <p>補償基礎額表 (第5条関係)</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,900円</td> <td>13,700円</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,300円</td> <td>12,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9,700円</td> <td>10,500円</td> <td>11,300円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,500円</td> <td>13,350円</td> <td>14,200円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,800円</td> <td>11,650円</td> <td>12,500円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9,100円</td> <td>9,950円</td> <td>10,800円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円	分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円	部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円																																				
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円																																				
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円																																				
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円																																				
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円																																				
<p>備考</p> <p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p>	<p>備考</p> <p>1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。</p>																																						

新	旧
2 一の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。	2 一の階級における勤務年数を算定する場合には、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。